山陰合同銀行　ごうぎん経営者クラブ事務局 行　**FAX: 0852-55-2011**

総合補償制度ご相談申込書

■下記〈個人情報の取り扱いについて〉ならびに〈ご注意点〉に同意のうえ、下記照会項目につき相談します。

お申込日	(西暦)　　年　　月　　日		会員番号		受付 No.
貴社名			代表者 (役職・氏名)		
住所	〒				
業種			売上高		千円
連絡先	役職名		TEL	–　　–	
	氏名		FAX	–　　–	

○印欄	ご依頼内容	○印欄	ご依頼内容
○	総合補償制度の説明が聞きたい。	○	その他（　　）
○	総合補償制度の見積りがほしい。		

○印欄	保険種類	○印欄	保険種類	○印欄	保険種類
役員の皆さまに関する補償		製造・販売している商品に関する補償		商品・原材料・製品等に関する補償	
○	D&Oマネジメントパッケージ	○	PL保険（生産物賠償責任保険）	○	商品総合補償運送保険
○	雇用関連賠償責任保険	○	海外PL保険	○	ロジスティクス総合保険
サイバー攻撃・情報漏えいに関する補償		○	リコール保険		
○	サイバーリスク保険				

保険期間の中途での加入も随時受け付けています。（毎月 20 日締切、翌月 1 日加入）

〈個人情報の取り扱いについて〉
ご記入いただきました個人情報は、会員規約ならびに本団体の「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に従って適切に取り扱います。また、ご記入いただきました個人情報は、本総合補償制度の受付、連絡、ご提供の目的に利用するものとし、本総合補償制度提携先である取扱代理店ならびに引受保険会社に提供いたします。※
※松栄株式会社は、ご記入いただきました個人情報をその「個人情報保護に関する基本方針」〈http://www.hoken-shouei.co.jp/privacy.html〉に従って適切に取り扱います。

〈総合補償制度について〉
・この総合補償制度は下記を団体保険契約者とし、会員の皆様を記名被保険者または記名法人とする各種保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は下記団体保険契約者が有します。
・会員でない場合、この総合補償制度に加入することができませんので、ご注意ください。なお、本総合補償制度に加入した会員が会員を退会した場合には、その情報を取扱代理店および引受保険会社に提供いたします。
・過去の事故歴等によっては、お引受けできない場合もありますので、予めご了承ください。
・この総合補償制度は預金等ではなく、預金保険のお支払いの対象とはなりません。
・この総合補償制度に関するお客様とのお取引が、保険以外の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

団体保険契約者　　株式会社山陰合同銀行　ごうぎん経営者クラブ事務局　　TEL 0120-31-5138

〈ご注意点〉
本チラシは総合補償制度の概要を説明したものです。各保険の内容は別途ご用意している商品企画書等をご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご加入手続き・その他詳しい内容等についてご不明な点がありましたら、下記の取扱代理店または引受保険会社へご照会ください。
〈当社単独〉東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社〈共保〉引受保険会社（引受保険会社のグループ会社を含みます。）は、本制度に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の審査および本制度の履行のために利用するほか、本制度以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。詳細は、代理店または〈当社単独〉東京海上日動火災保険株式会社〈共保〉引受保険会社までご照会ください。

〈お問い合わせ先〉

取扱代理店

松栄株式会社

（住所）〒690-0061　島根県松江市白潟本町 71 番地
（TEL）0852-24-9711

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
担当：山陰支店 山陰中央支社
（住所）〒690-0007　島根県松江市御手船場町 565-8
（TEL）0852-25-2212

2022年4月作成　1700-GR11-B21030-202110
〈団体始期：2022年4月1日以降用〉

2022年度版

事業リスク
への対策は
万全ですか?

ごうぎん経営者クラブサービス利用者の皆様へ

ごうぎん経営者クラブ
総合補償制度のご案内

（団体保険期間：2022年10月1日～2023年10月1日）

ごうぎん

事業活動を取り巻く様々なリスクから会員の皆様をお守りすることをコンセプトに

総合補償制度をご用意しております。

総合補償制度一覧

経営者の皆さまを、様々な企業活動における従来からのリスクと近年高まりつつあるリスクの両方からお守りする「総合補償制度」をご用意しました。
「役員の皆さまに関する補償」、「サイバー攻撃・情報漏えいに関する補償」、「製造・販売している商品に関する補償」、「商品・原材料・製品等に関する補償」の4つのカテゴリーについて、以下8つのプランをご案内いたします。

役員の皆さまに関する補償

1 D&Oマネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険） P5·6

会社経営に伴って発生する
賠償責任から役員個人およびご家族の財産を守ります!!

会社役員等の個人被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が被る損害等を補償するのに加え、会社が負担する各種費用等の補償もワンパッケージで包括的にご提供いたします。**会社役員が損害賠償請求されるのは、株主代表訴訟だけではありません。上場・非上場問わず、第三者や従業員からの訴訟は全ての会社役員が抱えるリスクです。**

2 雇用関連賠償責任保険 P7·8

不当解雇やセクハラ・パワハラ等の
雇用関連の損害賠償リスクから会社・役員等を守ります!!

労働条件についての差別的・不利益な取扱いや、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した労働者等の精神的苦痛等の雇用関連事故に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金、争訟費用等）を補償する保険です。

サイバー攻撃・情報漏えいに関する補償

3 サイバーリスク保険 P9·10

事業活動を取り巻くサイバーリスクを
包括的に補償することで会社を守ります!!

貴社（記名被保険者）が不正アクセス等のサイバー攻撃を受けた場合や、情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合に、その対応のための費用や、実際に発生した情報漏えい等の被害についてなされた損害賠償請求に関する賠償金・争訟費用等を補償します。

製造・販売している商品に関する補償

4 PL保険（生産物賠償責任保険） P11·12

国内で発生した
PL事故・食中毒事故から会社を守ります!!

貴社（記名被保険者）が製造または販売した製品や提供した仕事・サービスの結果によって日本国内において生じた他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金、争訟費用等）を補償する保険です。

5 海外PL保険 P13·14

訴訟・和解の示談代行*1により、
海外で発生したPL事故の賠償責任リスクから会社を守ります!!

貴社（記名被保険者）が製造または販売した製品によって海外において生じた他人の身体の障害または財物の損壊（海外PL保険では、他人の財物の物理的損壊およびその結果として生じるその財物の使用不能損害等をいいます）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金、争訟費用等）を補償する保険です。

*1 現地の法令等により禁止・制限されている国・地域を除きます。

6 リコール保険 P15·16

通常PL保険では補償されない多大な費用が発生する
リコールリスクから会社を守ります!!

生産物のかしによる対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール（回収、検査、修理等の措置）を実施することにより被保険者が負担する諸費用を補償する保険です。

商品・原材料・製品等に関する補償

7 商品総合補償運送保険 8 ロジスティクス総合保険 P17~20

貴社が所有する原材料・部品・半製品・製品等の貨物の物流における
リスクを包括的に補償することで会社の資産を守ります!!

貴社が所有する原材料・部品・半製品・製品等の貨物について、偶然な事故によって被った貨物の損害を補償する保険です。日本国内における輸送中（7日間以内の取り外し作業または据付作業中を含みます）や、倉庫での保管中、工場での加工中など包括して1つの保険でまとめて補償します。

1 D&Oマネジメントパッケージ
（経営責任総合補償特約条項付帯　会社役員賠償責任保険）

会社経営に伴って発生する
賠償責任から役員個人およびご家族の財産を守ります!!

「D&O」とは「Directors and Officers」の略で、取締役や監査役といった会社役員のことをいいます。

非上場企業のD&Oリスク

従業員の労務管理や取引先との契約を巡るトラブルの増加。役員個人に対する責任追及は、決して他人事ではありません。

会社の経営を取り巻く環境の変化は、近年大きく加速しています。特に、従業員の労務管理や取引先との契約を巡るトラブルは増加しており、**会社経営を担う役員には、そうした問題を見逃していた責任**が追及されるおそれが高まっています。賠償請求を受けた場合、**役員の個人資産だけではなく、ご家族（相続人）の財産にまで被害が及ぶ可能性**があります。
会社だけではなく役員個人のリスクにも対策が求められる時代―こうした場合に備える補償です。

ポイント1 第三者訴訟は、株主だけでなく、従業員、取引先などの第三者が、自らに生じた損害の賠償を求めて提訴するものであり、**訴訟を提起されるリスクは上場・非上場によって本質的に変わるものではありません。**

ポイント2 結果として役員が**勝訴しても、訴訟に対応するための費用（弁護士費用、社内調査費用等）が確実に発生**し、訴訟期間等によっては莫大な金額になる可能性があります。

特に中小企業が注意すべき役員リスク

1.役員の個人資産による賠償

取引先や従業員等からの請求の場合、損害賠償の引き当てとなる資産規模に鑑み、会社が請求の相手方となることが通常です。しかし、会社規模や経営状況によっては、役員の個人財産による債務の履行を期待して、会社だけではなく役員が賠償請求を受ける可能性があります。そして、その賠償責任は役員の相続人にも及ぶことがあります。

2.従業員の労務管理を巡るトラブルの増加

取締役等の役員に求められる従業員に対する安全配慮義務の内容は、会社によって異なります。規模の小さな会社の場合は、役員が個々の労働者の就労状況を直接把握することは比較的容易であるとして、従業員またはその遺族から賠償請求を受ける可能性があります。

3.経営判断に対する個人大株主からの訴え

個人株主は、主として株価の値上がり（会社の業績の向上）を期待して株式を保有しています。しかし、株価が低迷すれば、設備投資等の経営判断に不合理な点があったとして、経営に対する異議を唱えるために訴訟を利用することがあります。

実際の事故例

安全性に関わる社内ルール違反

A社が運営する飲食店チェーンで、**無認可添加物を含む食品の販売を継続していたことが発覚。**A社は、当該事実を積極的に公表せず、後にその事実が明らかになったことで、信用回復キャンペーンなどの費用支出を余儀なくされたとして、取締役および監査役に対する株主代表訴訟が提起された。

職場環境の整備・改善義務違反

B社において、**職員同士のいじめが原因で退職した女性職員から、健全な職場環境を構築維持する義務を怠ったとして**、代表取締役に対する損害賠償請求訴訟が提起された。

安全配慮義務違反

C社の従業員が、出張先で急性心筋梗塞を発症し死亡した。従業員は過重な日常業務に加え、出張先での長時間運転と商談を行っていた。**従業員の死亡は長時間労働による身体的・精神的な過重負担が原因であり、安全配慮義務を怠った代表取締役の過失であるとして**、従業員の遺族からC社および代表取締役に対する損害賠償請求が提起された。

概要

●D&Oマネジメントパッケージは、役員責任リスクに対して”包括的な補償”をご提供します。

役員賠償リスク	会社補償リスク
●役員の経営判断ミス等による損害賠償 役員自身は合理的な経営判断だと考えていても、株主代表訴訟のほか、**従業員や取引先等の第三者から損害賠償請求を提起されるおそれ**があります。 D&Oマネジメントパッケージでは、経営判断等に基づき役員が損害賠償請求を受けた場合の損害を補償します。	**●役員の負担する損害を会社が肩代わり** 日本では、役員が損害賠償責任を負担することによって被る損害を、**会社が肩代わりして補償する仕組み（会社補償）**が認められています。 D&Oマネジメントパッケージでは、会社補償によって会社が負担した損害賠償金・争訟費用も補償します（会社と役員が補償契約を締結している場合に限ります）。
会社費用リスク	**その他役員リスク**
●社内調査費用・第三者委員会設置費用等 近年は企業不祥事に対する社会の目が厳しくなっていることもあり、早期の事実解明が求められます。 D&Oマネジメントパッケージでは、**社内調査費用（保険期間中1,000万円限度）、第三者委員会設置・活動費用（保険期間中5,000万円限度）**を補償します。	**●役員の相続人の責任等** **過去の役員の経営判断ミス等に基づき、その役員の遺族が損害賠償請求を受けるケース**も存在します。 D&Oマネジメントパッケージでは、役員の相続人に対して、追加支払限度額（1名1億円限度、全体で5億円限度）を補償します。

主な特長

●会社から役員への賠償請求（会社訴訟）も対象!

株主代表訴訟・第三者訴訟に加え、会社訴訟も対象となります。役員が会社から賠償請求された場合、株主からの提訴請求がなくても、補償されます。

※米国の法令に基づく会社訴訟については、提訴請求に基づく会社からの損害賠償請求が対象となります。提訴請求に基づかない米国の会社訴訟は、争訟費用のみが対象となります。

●ハラスメント・不当解雇や、過労死・過労自殺も対象!

従業員から役員個人に対して雇用関連損害賠償請求がなされたことにより、損害賠償金・争訟費用を補償します。

※侵害行為のうち、セクハラ・パワハラ等の行為を行った個人被保険者本人に対する雇用関連損害賠償請求については対象となりません。

●社外役員も手厚くお守りします!

社外取締役・社外監査役についても、1名1億円まで（全体で5億円まで）補償します。

●役員退任後の補償も安心!

退任後に補償が継続されなかった場合にも、自動的に保険期間を10年間延長して補償します。

役員の皆さまに関する補償

2 雇用関連賠償責任保険

不当解雇やセクハラ・パワハラ等の
雇用関連の損害賠償リスクから会社・役員等を守ります!!

労働紛争に関するデータ

雇用トラブルの実態、ご存じですか?

●労働問題に関する相談件数*1
1,188,340件

▶ **50人に1人**が雇用トラブルに巻き込まれている計算*3

●職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談件数*2

▶ 特に**いじめ・嫌がらせ**の相談件数は 2019年度には**過去最高**に

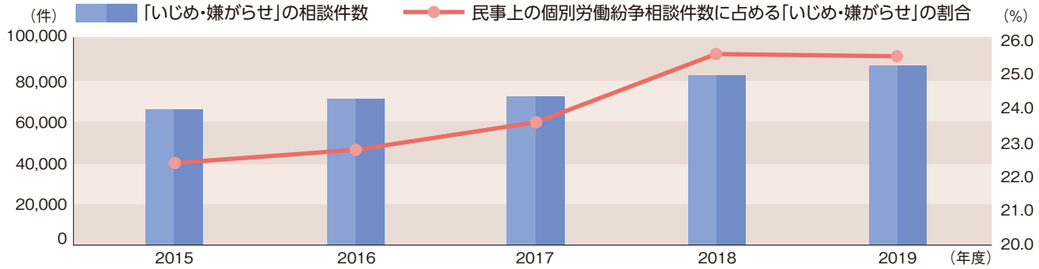

*1 全国の労働局の総合労働相談コーナーへの相談件数(2019年度) 出典:厚生労働省「令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況」
*2 民事上の個別労働紛争の相談のうち、「いじめ・嫌がらせ」の件数 出典:同上
*3 相談件数(約119万件)に対する日本の労働人口(約5,660万人)の割合に相当(いずれも2019年度の数値)

女性活躍・ハラスメント規制法の成立により、事業主の賠償リスクはさらに高まっています

●女性活躍・ハラスメント規制法*の内容

1 「パワハラ」が法律で定義され、セクハラと同様に、**事業主が雇用管理上必要な防止措置をとることが義務化**されました。
▶雇用管理上の措置の内容(例)
・パワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発 ・相談・苦情への対応体制の整備
・被害を受けた労働者のケアや再発防止

2 パワハラに関する紛争が生じた場合、**個別紛争解決援助制度として「調停」を利用**できるようになりました。

3 **セクハラ・パワハラ等は行ってはならないもの**として、その防止に関する**事業主・労働者の責務が明確化**されました。また、ハラスメントについて相談した労働者に対して、事業主が**不利益な取扱いを行うことが禁止**されました。

ハラスメント被害者が声をあげやすい環境

事業主が管理責任を問われやすい環境

*2019年5月成立。労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法、労働者派遣法を併せて改正するもの。

事故例

セクハラ被害による賠償命令〈セクハラ〉

社内でセクシュアルハラスメントを受けた女性従業員から、会社が何ら再発防止策を講じないためにセクシュアルハラスメントを受け続け、精神的苦痛を受けたとして、人事担当役員が損害賠償を請求された。

パワハラによる損害賠償請求〈パワハラ〉

営業成績が悪いと上司から罵声を浴びせられるなどのパワーハラスメントを受け、精神的苦痛を被ったとして、担当役員が、元従業員5人から約3,000万円の損害賠償請求を受けた。

就業規則に基づき解雇するも不当解雇と訴えられる〈不当解雇〉

不当な理由で解雇されたため名誉をき損されたとして、元従業員から役員が損害賠償を請求された。

概要

雇用関連賠償責任保険は、以下のような侵害行為による、**労働者等の精神的苦痛**や**雇用契約上の権利侵害**について、事業主や役員等が負担する**法律上の損害賠償金および争訟費用等**を補償します。

※パワハラ・セクハラ・マタハラについては、ハラスメントを行った本人が負担する賠償金や争訟費用等は補償対象外です。事業主や役員等が管理責任を負担することによって被る損害が補償対象となります。

主なオプション補償

●第三者賠償責任担保特約*4

第三者(記名被保険者の顧客・取引先の従業員等の業務に関連する者に限ります。)に対するセクハラ、パワハラまたは人種・国籍・出身地・身体的特徴等に関する差別的行為により発生した第三者の精神的苦痛等について被保険者が被る賠償損害を補償します。

*4 迷惑行為被害対応費用担保特約とセットでの加入となります。

●迷惑行為被害対応費用担保特約*5

労働者が第三者(記名被保険者の顧客・取引先の従業員等の業務に関連する者に限ります。)によるセクハラ、暴力や悪質なクレーム等の迷惑行為により精神的苦痛または自由、名誉もしくはプライバシーの侵害を受けた場合に記名被保険者が負担する迷惑行為被害対応費用*6を補償します。

*5 第三者賠償責任担保特約とセットでの加入となります。
*6 法律相談・弁護士費用(※)、カウンセラー相談費用。
(※)迷惑行為を行った第三者に対して損害賠償請求を行うために支出した弁護士費用は対象外です。

●使用者賠償責任担保特約

メンタルヘルス疾患・過労死等の労災事故によって被保険者が使用者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

●事故対応費用担保特約

事故発生時に被保険者が負担する第三者委員会設置費用、社内調査費用、訴訟対応費用、広報対応費用等の事故対応費用を補償します。

主な特長

●**侵害行為により発生した労働者等の精神的苦痛等の雇用関連事故に起因して、損害賠償請求がなされたことにより会社・役員・従業員が負担する損害賠償金等を補償します。**

●**第三者賠償責任担保特約(オプション)にて、取引先等の第三者に対するセクハラ、パワハラや差別的行為により発生した第三者の精神的苦痛等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。**

●**使用者賠償責任担保特約(オプション)で、メンタルヘルス疾患・過労死等被保険者が使用者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。**

役員の皆さまに関する補償

サイバーリスク保険

事業活動を取り巻くサイバーリスクを
包括的に補償することで会社を守ります!!

サイバー犯罪に関するデータ

サイバー犯罪の増加

日本国内のネットワークに向けられたサイバー攻撃は激増の一途をたどっています。これまでのサイバー攻撃では、多くの機密情報を有する大企業や官公庁がターゲットだと考えられてきました。しかしながら、最近ではセキュリティ体制が脆弱な中小企業も標的になるケースが相次いでいます。いまやサイバー攻撃は、日本国内にあるすべての企業が標的になっているといっても過言ではありません。

■日本国内のネットワークに向けられたサイバー攻撃関連の通信件数の推移

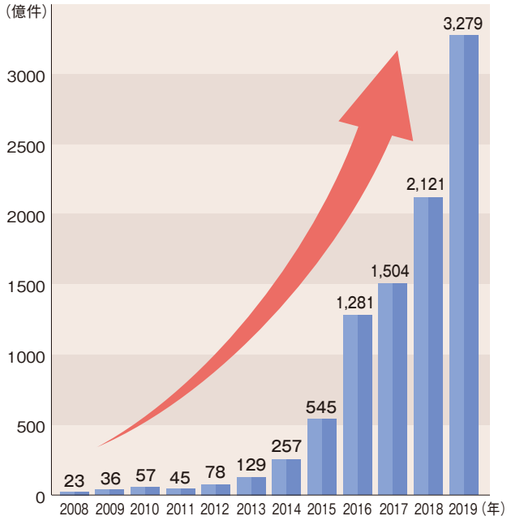

出典：国立研究開発法人 情報通信研究機構「NICTER 観測レポート 2019」

■サイバー犯罪の検挙件数の推移

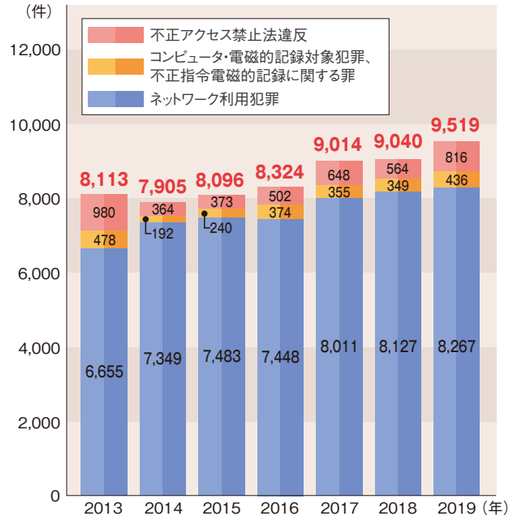

出典：警察庁サイバー犯罪対策プロジェクト「サイバー空間をめぐる驚異の情勢について」

事故例

業務用パソコン数台が**不正なプログラム（マルウェア）に感染し、ホームページも改ざんされていることが判明。**感染したパソコンから顧客情報が漏えいしている可能性があったためホームページ上で外部に公表するとともに、専門業者へ原因や影響等の調査を依頼したところ**約1万人分の個人情報が外部に漏えい**していることが判明した。同社は企業イメージの一層の低下を防止するため、外部機関に緊急対応のコンサルティングを依頼し、見舞金支払い等の被害者対応を行ったが、被害者の一部から、**プライバシーの侵害を理由に損害賠償請求を提起**された。

支　出

- ●被害状況の把握 ……100万円
- ●原因調査・証拠保全の実施……1,100万円
- ●事態収拾、コールセンター委託、再発防止費用 ……380万円
- ●見舞金支払い（500円×1万人）……500万円
- ●謝罪広告費用 ……500万円
- ●損害賠償金 ……7,000万円
- ●争訟費用 ……300万円

合計
9,880万円

概要

●サイバー攻撃による様々な被害を補償

サイバー攻撃は、手口が巧妙化しており、攻撃件数も今後さらに増加すると懸念されています。
強固なセキュリティを構築しても、サイバーリスクを完全に排除することは困難です。サイバーリスク保険は、これらの脅威等により発生した事故の各種損害を**包括的に補償**します。

標的型メール攻撃
主にマルウェア付きの電子メールを用いて特定の組織や個人を狙う攻撃です。

ランサムウェア
PC内のファイルを暗号化したり、PCをロックしたりすることで、業務継続を困難にし、元に戻すことと引き換えに「身代金」*を要求するマルウェアです。

ウェブサイト改ざん
組織のウェブサイトに外部から侵入し、ウェブサイトの内容を書き換えてしまう攻撃です。

DDoS攻撃
複数箇所から同時に大量の通信を発生させ、インターネットサイト等を利用できなくする手法です。

盗難・紛失/メール誤送信
PCやUSBメモリの盗難・紛失、またはメールを関係の無い社外の人に誤って送信する等、組織内部の人間の過失により発生する事故です。

内部不正
組織内部の人間が、個人情報や営業機密を社外に不正に持ち出す等の行為です。

＊「身代金」を支出したことにより被る損害は補償対象外です。

●サイバー攻撃の有無確認費用も補償

セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査依頼のため支出する費用も補償します。

主な特長

●賠償責任だけでなく事故対応費用も補償します

損害賠償責任に関する補償

- 損害賠償金
- 争訟費用　等

サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

- 社告費用
- 個人情報漏えい見舞費用
- コールセンター設置の費用
- 外部機関への調査依頼費用
- データ等復旧費用
- コンサルティング費用　等

オプション

❶**コンピュータシステム中断担保特約条項:**不測かつ突発的に生じた所定の事由に起因して被保険者（記名被保険者）が所有・管理するコンピュータシステムの機能が停止し国内で営業が休止または阻害されたために被保険者（記名被保険者）に生じた利益損害や営業継続費用を補償します。

❷**サイバー攻撃による対人・対物事故担保特約条項:**記名被保険者の日本国内における業務に起因して生じた他人の身体の障害または他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取のうち、サイバー攻撃に起因する対人・対物事故を補償します。

❸**情報漏えい限定補償プラン:**損害賠償責任に関する補償やサイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償のうち、情報漏えいリスクに限定して補償します。

サイバー攻撃・情報漏えいに関する補償

PL保険（生産物賠償責任保険）

国内で発生した
PL事故・食中毒事故から会社を守ります!!

PL事故に関するデータ

重大製品事故の年代別人的被害状況

●製品事故では誰もが被害者になりえますが、高齢者の場合は、特に被害が深刻になりやすい傾向があります。
●2014年度から2018年度までの重大製品事故による人的被害の状況をみると、「死亡」の割合は、高齢になるほど増大しています。

■製品事故における死亡者数の推移（2014～2018年度）

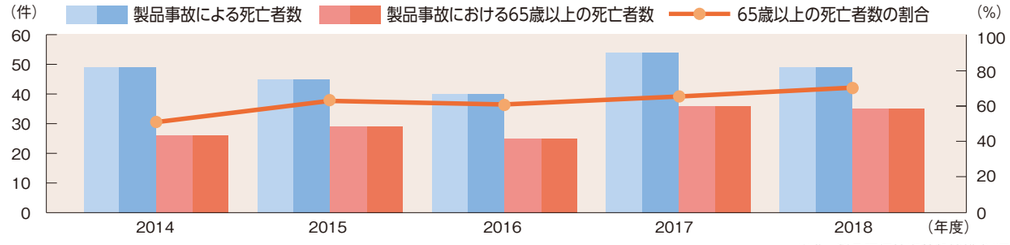

出典：製品評価技術基盤機構（NITE）

※重大製品事故とは、消費生活用製品における死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故、火災事故をいいます。重大製品事故が発生した場合、製造・輸入事業者は、発生を知った時から10日以内に内閣総理大臣への報告が義務付けられています。

食中毒の発生状況

●毎年、**食中毒は約1,000件発生**しています。また、**1事故当たりの患者数は、約20名**となっています。

■食中毒事故数・患者数の推移

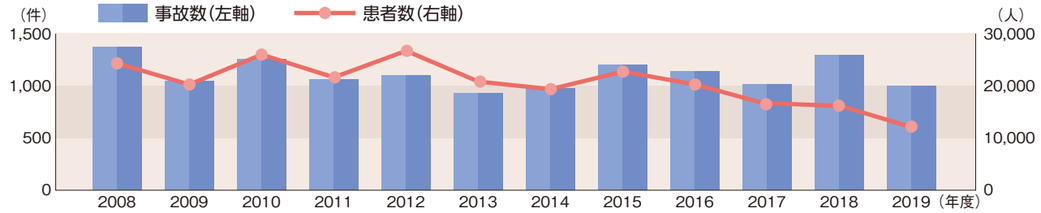

出典：厚生労働省「食中毒統計資料」

事故例

●PL事故は様々な業種で発生します。

製造業　損害額…約**6,700**万円

被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。

食品製造業　損害額…約**300**万円

被保険者が製造した食品用の袋に製造上の欠陥があったため、納入先が製造・封入した生クリームが漏出し、損害が発生した。

卸売業　損害額…約**300**万円

被保険者である水産物卸売業者がウニをホテルに納入したところ、腸炎ビブリオが発生し、ホテルの宿泊客約40人が食中毒となった。

飲食業　損害額…約**1,400**万円

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。

概要

●製造業だけでなく、販売業、飲食店、工事業、請負業等幅広い業種が加入対象
●食中毒事故も補償します。

主なオプション補償

●品質不良・納期遅延損害担保特約*1

A　製造・販売した生産物*2に起因して発生した事故を補償（賠償損害）

生産物の欠陥、性能未達、納入を予定していた生産物の納品不能・納期遅延*3に起因して国内において発生した事故（他人の事業の休止・阻害）について、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

【生産物が部品・原材料である場合】

B　生産物*2の回収・修理等の費用を補償（費用損害）

記名被保険者が上記Aの事故（納入予定の生産物の納品不能・納期遅延に起因するものを除きます）の発生または拡大の防止を目的として行った回収や修理等に要した費用を補償します。

■ Aの賠償損害のイメージ

*1　特約の詳細につきましては別途企画書をご覧ください。
*2　この特約における「生産物」とは主契約で補償対象となる生産物（土地および建物を除きます。）のうち記名被保険者が日本国内で製造または販売したものをいいます。
*3　火災または破裂もしくは爆発、左記以外の不測かつ突発的な事由によって予定生産物を製造または加工する設備・装置（記名被保険者が所有または使用するものに限ります。）に生じた損壊または機能停止に起因したものに限ります。

●訴訟対応費用担保特約

保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対して日本国内において損害賠償請求訴訟が提起された場合に、被保険者が応訴の為に負担する事故の再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の**社会通念上妥当な訴訟対応費用に対して保険金をお支払いする特約です。**

●初期対応費用担保特約

保険の対象となりうる事故が発生した際に、**被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、対人事故の見舞金等の社会通念上妥当な初期対応費用に対して保険金をお支払いする特約です。**結果として、被保険者に法律上の賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます。

●事業継続対応費用担保特約条項

事故が発生!事故に対応するための会見費用、レピュテーション(風評)への対応費用、再発防止や信頼回復を図るための広告費用等、事故の初期段階から、事故解決後の信頼回復段階に至るまで、事業継続に必要となる各種費用に対して保険金をお支払いする特約です。

※この保険で補償対象となる事故が発生した際に、事故の発生から180日*以内に記名被保険者が負担する社会通念上妥当な事業継続対応費用に対して保険金を支払います。
*引受保険会社が期間の延長に同意した場合は、事故の発生から1年となります。

●不良完成品・不良製造加工品損害担保特約

被保険者が貴社の生産物を原材料や部品等として使用した完成品や、貴社の生産物・完成品である機械・工具を用いて製造または加工された製造品・加工品の損壊または損壊によるその使用不能についての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。（貴社の生産物自体の損壊またはその使用不能は補償の対象となりません）。

主な特長

●初期対応費用担保特約（オプション）にて、賠償責任の有無がはっきりしない対人事故において、事故発生初期段階で支出した被害者への見舞費用も補償の対象となります。
●訴訟対応費用担保特約（オプション）にて、訴訟対応費用をお支払いします。

海外PL保険

**訴訟・和解の示談代行*1により、
海外で発生したPL事故の賠償責任リスクから会社を守ります!!**

*1 現地の法令等により禁止・制限されている国・地域を除きます。

海外でのPL訴訟に関するデータ

米国PL訴訟の状況

■米国連邦裁判所に提起されたPL訴訟の件数

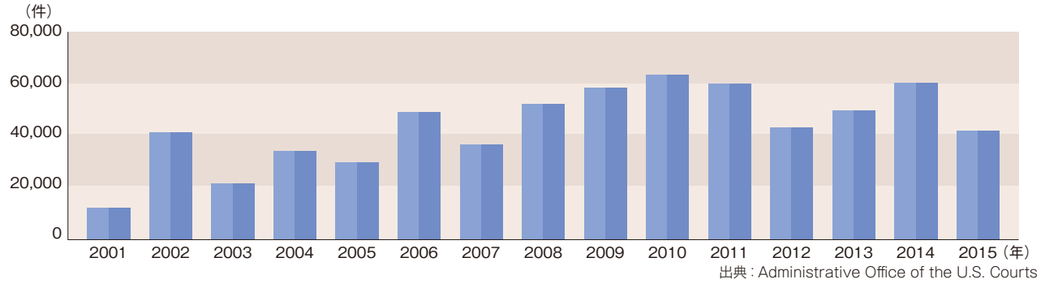

出典：Administrative Office of the U.S. Courts

●一般的に、連邦裁判所に提起されるPL訴訟の件数は、州裁判所に提起される件数全体の5%程度といわれます。従って、アメリカ全体ではこの20倍以上の訴訟が提起されていると考えられます。

米国PL訴訟高額事例

ドリルのケーブルが切れ頭に刺さり死亡	約2億6500万ドルの評決	(08年)
ダイエット薬を飲み肺の病気で死亡	約10億ドルの評決	(04年)

中国PL訴訟の状況

■中国消費者協会における紛争処理件数

項目	2011年	2012年	2013年	2014年
受理件数	**607,263**	**543,338**	**702,484**	**619,415**
解決割合	**94**%	**93**%	**91**%	**88**%

出典：中国消費者協会ホームページ

中国PL紛争事例

●輸入自動車のエンジン不調について、日本のメーカーと商社等に対し8百万元の支払いを命ずる判決が出された。【山西省】

●シャワー装置に起因する漏電により死亡。中国のメーカーに対し、遺族への賠償金等として17万元の支払いを命ずる判決が出された。【浙江省】

■紛争理由の比率

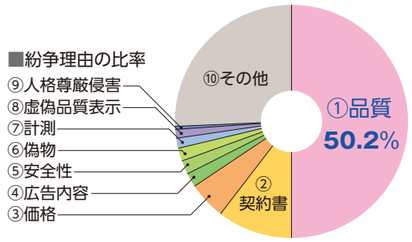

●上の円グラフを見ると「①品質問題」が、全体の約50%を占めています。PLに直接関係するのは「⑤安全性」の部分ですが、品質問題からPL事故に発展する場合もあります。また、品質と事故との因果関係が不明瞭な言いがかり的な訴訟になることもあります。

事故例

食品缶詰を海外に輸出して…
缶詰に混入した金属片によりケガをしたとして賠償請求された。

携帯電話の完成品メーカーに日本国内で製造した電子部品を提供して…
完成品メーカーがアジア各国に輸出。輸出先国の外国人から発火してヤケドをした原因は電子部品メーカーにあるとして賠償請求された。

日本製の日用品を爆買いする訪日外国人が急激に増加して…
日本国外に持ち帰った外国人から、製品によってケガをしたとして賠償請求された。

概要

●貴社製品により海外で発生した対人・対物事故による損害賠償請求を補償
国内PL保険（生産物賠償責任保険）は、原則 日本国内で発生した事故のみを対象としています。

●想定される高額な費用に対応し、最大1,500万ドルまで加入可能
アメリカをはじめとして海外のPL訴訟額は一般的に高額なほか、言いがかり的な訴えに多額の争訟費用を費やされるケースもあります。

東京海上日動（引受保険会社）による示談代行

●PL訴訟防御サービスは、とくに海外での訴訟対応体制を持たない日本企業にとって、大きなメリットとなります。

防御義務について

海外PL保険の特徴で、まず挙げられるのが、防御義務です。国内のPL保険とは異なり、引受保険会社が防御の義務と権利を有する商品、いわゆる示談代行商品となります。（ただし、現地の法令等により禁止・制御されている場合は対象外となります。）

東京海上日動のクレームサービスと訴訟対応実績

東京海上日動のクレームサービス体制

●世界3極の拠点、各国の弁護士・エージェントのネットワーク
●事案に応じて最適な防御チームを結成
●事案のハンドル＋防御コストのコントロール
「包括提携・丸投げはしない」

世界3拠点名	場　所	設立年
TM Claims Service, Inc	米　国	1987年
TM Claims Service Europe Limited.	欧　州	1974年
東京海上日動火災保険（株）（コマーシャル損害部）	日　本	1979年

40年以上にわたる高い訴訟対応実績

●東京海上日動には豊富なPL訴訟対応実績があります。

■海外PLクレームサービス通算件数

北米PL	北米以外PL	海外PL合計
36,343件	4,195件	**40,538**件

（2017年9月時点）

※勝訴率は和解・訴訟の取り下げを含みません。

米国の東京海上日動案件勝訴率	約**88**%
全世界の東京海上日動案件勝訴率	

（2017年9月時点）

主な特長

●日本国内のみで製造・販売している企業への海外からの訴訟リスクにも対応
日本国内でしか製品を製造販売していない場合でも、その製品が海外に出回ると、海外でPL責任を問われるケースがあります。

たとえば **間接輸出品**
製品が他社の完成品に組み込まれて輸出されているかもしれません。

たとえば **グレーマーケット製品**
知らないうちに、製品が海外に持ち出されているかも知れません。

●貴社製品の回収に要した費用の一部を補償します（オプション）
生産物回収費用担保特約条項をセットすることで、製品の欠陥等によって生じる回収費用（リコール費用）を最大100万ドル（約1億円）*2まで補償します。

*2 基本契約の支払限度額以下での設定となります。また、業種により、支払限度額が5万ドルとなる場合があります。

●サイバーインシデント損害特約条項（オプション）
免責となっているサイバー攻撃に起因する損害を補償する特約です。

製造・販売している商品に関する補償

リコール保険

**通常PL保険では補償されない多大な費用が発生する
リコールリスクから会社を守ります!!**

リコールに関するデータ

■リコール件数の推移(食品の場合)

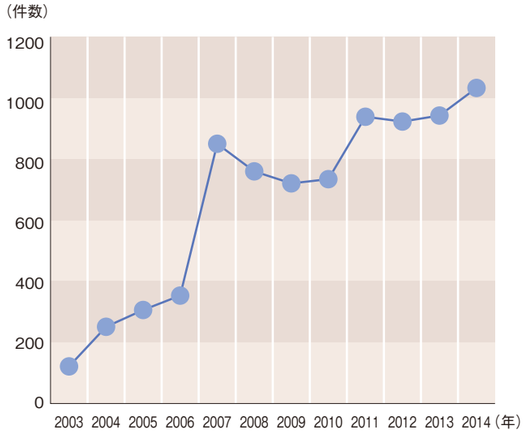

※件数には再社告・リコール件数を含みます。

出典：農林水産消費安全技術センター

■社告回収等一覧(2016年4月～2017年3月)

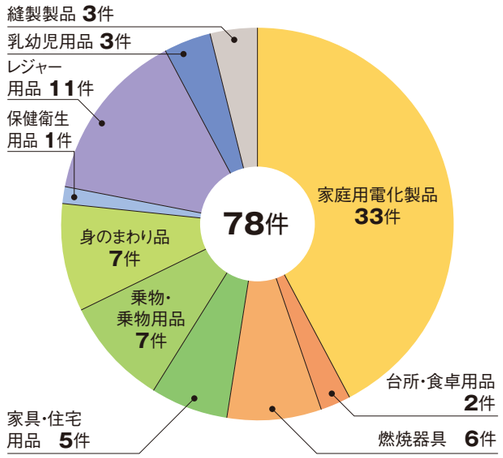

出典：製品評価技術基盤機構(NITE)

リコール実施時にかかる費用の種類(例)

1 社告を新聞等に掲載するための掲載料*1

2 通信費用・文書作成費用

3 信頼を回復するために行う広告宣伝費用

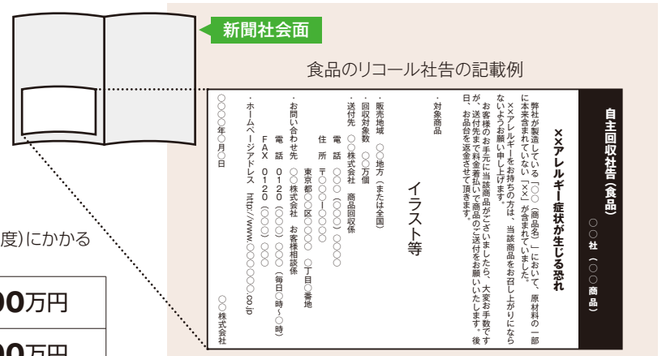

*1 社告(社会面38センチ×23.8センチ程度)にかかる掲載料(参考値)

全国紙	1社…… 約**1,000**万円
地方紙	1社…約**80**～**100**万円

事故例

設計ミスで暖房のエアフィルタが落下

機械器具製造業 損害額…**8,209**万円

暖房の吸込み口の設計ミスにより、エアフィルタが落下する不具合が発生。落下物による人身事故の危険性があり、回収修理を決定した。

アルミ缶入り食品にプルタブが混入

生菓子製造業 損害額…**3,198**万円

アルミ缶入デザートの中に蓋のプルタブが混入している商品を発見したため、安全を期して自主回収を決定。主要新聞に社告を掲載した。

概要

●リコールの実施により発生した様々な費用を補償

生産物のかしによる対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコールを実施した場合に負担する以下の費用を補償します。ただし、リコールの実施に必要かつ有益な費用であって、リコールの実施を目的とするものに限ります。

※回収決定日から、1年以内に負担した費用に限ります。

被保険者以外の方がリコールを実施した場合(サードパーティリコール)において、そのリコールに要した費用について被保険者が損害賠償請求された時の損害賠償金に加えて、「争訟費用」も補償対象となります。

補償の対象となる主な費用

新聞等による社告費用	電話等による通信費用	回収生産物の修理費用	回収生産物か否か等についての確認費用
代替品の原価	代金返還費用(利益控除後の金額および返還に直接要する手数料・送料等の費用)		輸送費用
臨時倉庫施設賃借費用	人件費(通常要する人件費を超える部分)	回収生産物の廃棄費用	信頼回復広告費用
在庫品廃棄関連費用	コンサルティング費用*2	販売先・顧客の電子リスト作成費用	等

*2 第三者から求償されたコンサルティング費用は補償の対象となりません。

●対人・対物事故発生の「おそれ」を回避するための自主的なリコール費用も補償

補償の対象となるリコール

●対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じた生産物のリコール
●法令の規定に基づき、製造・販売などを禁止されている製品等のリコール*3
●品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物のリコール*3
●食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)が生じたことにより実施するリコール*3

*3 実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。

■上記の「補償の対象となるリコール」が、以下の条件を全て満たしている場合に保険金をお支払いいたします。

▶リコールの実施が **A.行政庁に対する届出 B.新聞、テレビ等による社告 C.行政庁による回収命令** のいずれかにより客観的に明らかになったこと(インターネットのみによる社告は、Bに該当しません。)
▶リコール実施の通知を、補償期間中かつ速やかに引受保険会社にご連絡いただくこと

主な特長

●回収費用だけでなく、在庫品廃棄関連費用、新聞等の社告掲載費用、コンサルティング費用等*2も広くカバーします。
●完成品メーカー等からリコール費用を請求された場合も補償します。
●食品以外の業種も幅広くカバーし、最大1億円まで補償します。
●求償権不行使特約(オプション)にて、請求権代位により引受保険会社が取得した求償権について、指定した下請製造業者または販売会社に対する求償権を不行使とすることができます。

製造・販売している商品に関する補償

商品総合補償運送保険 ／ 8 ロジスティクス総合保険

概要

貴社が所有する原材料･部品･半製品･製品等の貨物について、偶然な事故によって被った貨物の損害を補償する保険です。日本国内における輸送中や、据付などの作業中、倉庫での保管中、工場での加工中など包括して1つの保険でまとめて補償します。

この保険でお支払いの対象となる主な損害およびその原因は次のとおりです。*1

火災*2

盗難

風水災

破損･まがり･へこみ

輸送用具の衝突

*1　商品総合補償運送保険とロジスティクス総合保険の基本条件が「オール･リスク担保」条件の場合における主な損害を記載しています。
*2　ロジスティクス総合保険における火災危険に対する補償の有無は、特定保管場所･工場ごとに貴社にお選びいただきます。

商品･製品の加入率

弊社の超ビジネス保険において約40%のご契約が商品･製品を対象にしておりません。貴社のご契約につきまして改めてご確認ください。

■超ビジネス保険の財物条項における商品･製品の付帯率（建物を100とした割合）

対象	商品･製品 付帯あり	商品･製品 付帯なし
割合	61.2%	38.8%

※2019年9月末データ（製造業、小売業、製造業かつ小売業の合計）

運送保険の事故例

※以下の事故例は過去に実際に発生したものではありません。

水濡れにより、倉庫に保管していた商品が全損となった。生地代･加工費等の原価は約1,000万円だが、販売先は既に決まっており、**売値は、1,200万円**であった。

▶運送保険で、保険金**1,200**万円が支払われた!

温度管理が必要な商品を冷凍庫に保管していたが、**冷蔵装置の故障により、商品5,000万円が解凍**してしまい、販売できなくなってしまった。

▶運送保険で、保険金**5,000**万円が支払われた!

自社の商品を運んでいる運送会社のトラックが赤信号で停車中、**無保険の自動車に追突され、積んでいた機械3,000万円が損害**を受けた。運送会社には責任がないため、運送会社からの弁償は受けることができなかった。

▶運送保険で、損害を受けた商品は、**全額補償**された!

自然災害に関するデータ

時間降水量80mm以上の「猛烈な雨」はここ30年で約1.7倍に増加*3しており、また水害被害はここ10年で2.6倍*4となっております。

*3　気象庁データより
*4　国土交通省データより

■時間降水量80mm以上の「猛烈な雨」

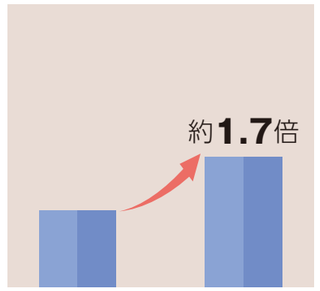

■水害被害

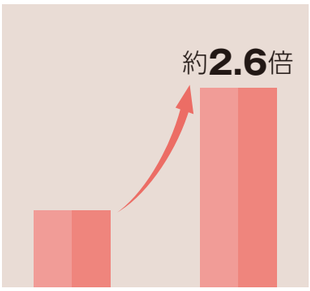

商品総合補償運送保険とロジスティクス総合保険の主な違い

	商品総合補償運送保険	ロジスティクス総合保険
対象企業（被保険者）	売上高100億円以下の製造業、卸売･小売業	制限なし
1事故支払限度額の設定	（輸送中･保管中･加工中共通） 5,000万円/3,000万円/1,000万円から選択	• 輸送中：1億円以下で設定 • 場所ごとに10億円以下で設定 • 不特定保管場所･工場：5,000万円以下･年間1億円以下で設定
保管場所の特定（建物名･住所）	不要	必要
貸紙幣有価証券の補償	オプション（1事故300万円を限度）	補償なし
損害賠償請求権放棄	補償あり	オプション
温度管理貨物の温度設定ミス･扉の閉め忘れ等の人為的ミスの補償	補償あり	補償なし
オプション	• 安心費用サポート特別約款（残存物取片付け費用･廃棄費用、検査費用、継搬費用･急送費用、再梱包費用） • 貨紙幣類･有価証券の追加担保特別約款	• 残存物取片付け費用･廃棄費用担保特別約款 • 検査費用担保特別約款 • 継搬費用･急送費用担保特別約款 • 臨時費用担保特別約款 • 再梱包費用担保特別約款 • 損害賠償請求権放棄特別約款（第1種）

主な特長

●輸送、保管、加工等の商流のうち、お客様に所有権がある間が対象となります。
●（自社のみならず）委託先での保管中･加工中についても対象とすることができます。
●水災による損害が、保険金お支払いの対象となります。
●販売先が決まっている場合には、販売価格（または仕切状面価額）で補償します。

商品・原材料・製品等に関する補償

商品総合補償運送保険

お客様の経営資源である
商品・製品等の流動資産を守ります!!

基本となる補償

●商品総合補償運送保険ではお客様が所有する「商品・製品等」の物流におけるリスクを1つの保険でまとめて補償します。

基本補償

1 お客様が所有する商品・製品等および預かり貨物の損害を補償。

●預かり貨物(受託品)については、被保険者に過失がある事故について、所有者に対する法律上の賠償責任を補償します。
●修理・点検のために受託した貨物に限ります(受託加工は対象外となります)。被保険者に過失がある事故について、所有者に対する法律上の賠償責任を補償します。

2 商流における様々なシーンを365日間切れ目無く補償。

●輸送中・加工中・保管中等の貨物の損害を日数制限なく補償します。
●ご加入時の工場や倉庫の場所の特定は不要。補償の抜け漏れが無く安心です。
●運送会社や倉庫会社等の外部事業者に委託している場合も対象。運送・倉庫会社が賠償責任を負わない不可抗力の事故(もらい事故や大雨・台風などの天災)による商品の損害も補償の対象となります。

3 温度変化損害を補償。輸送中の温度設定誤り、扉の締め忘れ等の人為的ミスによる貨物の損害をカバーします。

■温度管理される貨物の損害に対しては、下表のとおり保険金をお支払いします。

貨物の分類	損害の発生事由
輸送中の貨物	すべての偶然な事故
輸送中以外の貨物	ア. 冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物等の温度管理のために使用されている機械・装置の破壊・故障(*1) イ. 貨物を冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管理する収容設備またはコンテナ(*2)の破損・故障 ウ. 火災、爆発

(*1)保険証券に期間の記載がない場合は継続した時間を問いません。
(*2)上記ア.の機械・装置を除きます。

4 販売先決定貨物は販売価格で補償。

●販売先が決まっている商品・製品等については、販売先への納入前でも販売価格に基づき損害保険金をお支払します。

5 事故を起こした運送会社等に対する損害賠償請求権を放棄します。

●運送事業者や倉庫会社などに対して弊社からの求償は行いませんので、貴社の関連会社等を起用している場合にも安心です。

追加補償(オプション)

プラスできる補償

1 安心費用サポート特別約款

●事故時に発生する諸費用について、下記の費用毎に1事故につき200万円まで保険金をお支払いします。

◆残存物取片付け費用・廃棄費用　◆検査費用　◆継搬費用・急送費用　◆再梱包費用

2 貨紙幣類・有価証券の追加担保特別約款

●国内に所在する被保険者所有の「貨紙幣類・有価証券」を1事故につき300万円を限度に保険金をお支払いします。

原材料や部品、商品・製品等の物流リスクや自然災害などの万が一への備えは万全ですか?
以下「お見積りの流れ」に記載の3つの項目のみでお見積りが可能です。ぜひ、お問い合わせください。

原材料メーカー	資材倉庫	加工工場	納入先
原料や部品などの調達	自社倉庫や外部倉庫での保管など	自社工場や委託先工場	納入先となる店舗・倉庫・工場など

お見積もりの流れ

基本補償

業　種　**売　上　高**　**支払限度額**

の3点でお見積り可能。

お見積りに必要な項目を3点のみとすることで、ご契約時のお手続きの煩雑さを軽減しました(当社他商品比較)。

●お引き受けが出来ない業種がございます。
●支払限度額は1,000万円／3,000万円／5,000万円よりご選択ください。

＋

追加補償(オプション)

ご希望の追加補償を下記よりご選択ください。

安心費用サポート特別約款　　貨紙幣類・有価証券の追加担保特別約款

※特約内容の詳細については約款集をご参照ください。

＝

保険料(例)

下記条件での保険料イメージです。

一般的な製造業(*3)　売上高5億円　支払限度額5,000万円

追加補償 | 安心費用サポート特別約款

年額保険料約**180,000**円

(*3)パンフレット記載の引受対象外業種や、商品が温度管理を要する業種、易損品、パルプ、精密機械である業種は除きます。

8 ロジスティクス総合保険　については、別途お問い合わせください。

商品・原材料・製品等に関する補償

MEMO

MEMO